

第7回 浜松市市民協働推進条例検討会議 会議録

日時：平成14年9月27日（金） 午後2時～4時

場所：浜松市役所本館4階 部長会議室

出席者：伊藤裕夫委員長，山中恵美子副委員長，石田美枝子委員，中野勸次郎委員，長澤弘子委員，鷲巣弘子委員，北野佳世子委員，鈴木佳子委員

欠席者：青山行彦委員，佐藤邦子委員

傍聴者：3名

報道関係：静岡新聞

事務局：鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働グループ長，小杉，幸田

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 会議録の承認について
 - (2) (仮称) 浜松市市民協働推進条例の検討について
- 3 その他
- 4 閉会

会議の概要

- 1 前回の会議録の承認をした。
- 2 浜松市市民協働推進条例骨子案についての市民意見への回答の作成に向けて検討を行った。
- 3 浜松市市民協働推進条例についての提言作成に向けて，骨子案の内容について検討した。

-
- 1 開会
 - 2 議事
 - (1) 会議録の承認について

伊藤委員長

まず前回の会議録の承認です。既にお手元にいって修正等がされて

いるものと思いますが、いかがでしょうか。

委員

異義なし。

伊藤委員長

それでは承認されたものとします。次に、今日は傍聴の希望が来ております。公開の会議ですが、一応皆様にご確認をしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員

異義なし。

伊藤委員長

それでは傍聴の方、お願いいたします。

(2) (仮称) 浜松市市民協働推進条例の検討について

伊藤委員長

それでは本題に入ります。今日元々は検討会議、その後推進会議という予定でしたが、検討会議だけになりました。その経緯について、先日の議会で市長がこの条例についての質問の中で少し回答されています。事務局の方でご説明をお願いしたいと思います。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

9月の議会でこの市民協働推進条例をはじめ、男女共同参画推進条例、ユニバーサルデザイン条例の3つの条例につきまして、市政向上委員会の鈴木恵議員さんから、条例制定と市民参画という表題でご質問をいただきました。それについて市長が答弁をしております。この会議との関連が深いものですから、内容についてお伝えをしておきたいと思いますので、少しお時間をいただきたいと思います。

質問の内容は7項目に渡っています。

最初に、条例を制定する理由は何か。

2点目に、条例制定による効果をどのように考えているのか。

3点目に、それぞれの条例はどのような性格のものを求めているのか。

4点目に、3つの条例を同時期に制定する理由は何か。

5点目に、3つの条例の整合性をどう考えるか。

6点目に、骨子案に対してどのような市民の反応があったのか、

そしてその結果をどう分析しているか。

7点目に、策定を急ぎ11月議会への上程を目指す理由は何か。

この7点の質問がございました。

要点を申し上げますと、まず1点目についてですが、市長の答弁は、条例制定は地方自治体の最も重要な機能の一つで、条例は議会の議決をもって制定するために、市民や行政に対して最も明確且つ有効に市の考えを示すことができるものであり、計画や指針で示される施策をより一層強力に推し進めていくことが期待できるものと考えているということです。そして、21世紀の浜松のまちづくりにおける大変重要な理念である市民協働、男女共同参画、ユニバーサルデザインなどの考え方を市民と共に広め実践するため、今年度における条例化を掲げたものであり、条例は本市のまちづくりにとって欠くことのできないものと考えている。また、この3つの条例の制定については、私の市長としての理念に基づいて推進しているものであるとの答弁でした。

2点目の条例制定による効果については、本市のまちづくりの姿勢を明確にすることができるものであるということと、市民、事業者、市などがそれぞれの役割と責任を果たすことによって住み良い浜松の実現が図られると考えているとの答弁です。

3点目に、3つの条例の性格については、基本理念を掲げると共に、基本指針や施策を示したものであって理念だけに留まらず、基本的な施策についても規定しているとの答弁です。

4点目の、同時期に制定する理由は何かという点に対しては、それぞれの施策の進捗状況について、既に具体的計画や基本指針などを定めたところであり、これらを更に明確にして長期的展望の基にまちづくりの基本的施策として位置付けるために条例化を考えたものであるとの答弁です。

5点目の、3つの条例の整合性については、骨子案を基に庁内の関係課で相互に調整を図っていききたい、そして庁内会議や例規審査委員会を経て条例案を作成した後、議会でのご審議を賜りたいと考えているとの答弁です。

6点目の、骨子案に対する市民の反応の結果と分析に対する質問に対しては、8月から9月初旬にかけて広く市民の意見募集を行いました。その結果市民協働では11名46項目、男女共同参画では63人131項目、ユニバーサルデザインでは8人32項目のご意見が寄せられた。そして、これらのご意見を踏まえて検討会議等で更に調整し、最終的な条例骨子案をまとめようとしているところであるとの答弁で

す。

最後に7点目の11月議会上程を目指す理由は何かという質問ですが、それぞれの方針や考え方について十分議論を重ねてきたところであり、こうした経過を踏まえ、11月議会を目標とするジュールを立てたものですが、条例の制定にあたっては十分な議論をする必要があるということはあるとは言ってもありません。従って、この11月議会へ上程というスケジュールについては必ずしも固執するものではありません。ただ、市民協働、男女共同参画、ユニバーサルデザイン、いずれも現在の市議会の任期の中で取り組みが始まり、計画や指針が策定され、その延長線上として現在条例化を進めているものでありますので、現在の議会が存続する間に条例化をお願いしたいと考えているとの答弁です。

市長の答弁につきましては以上でございます。

伊藤委員長

市長のご答弁の中で、この検討会議でも議題となった問題の幾つかについて明解に答えられているのではないかと思います。年度内にはきちんと上程していきたいというお考えだと思いますが、必ずしも11月だけにこだわっているわけではないというお考えが出ています。だからと言ってこの検討会議をだらだらと延長しようということではないわけですが、どうしても11月を目標に時間が無いということが積み重ねられてきたこともございますので、今日の最後に、市長の答弁を踏まえたかたちの今後のあり方を少し議論をしてみたいと思います。推進会議をやってしまいますと今日で終わりになってしまいますので、今日は外させていただいて、検討会議だけにさせていただきます。

今日やらなくてはいけない課題が幾つかあります。第一点がまず、市民から寄せられたご意見に対する回答を一応用意しようということです。前回こういったご意見が寄せられたということを議論しております。先日ワーキングを行いまして、そこで皆さんから寄せられたものを少し私なりにアレンジしたもの、それから前文を付けたものを用意しました。そこでも幾つか議論が出て、また皆さんの方に議論されたものをメーリングリストでお送りした後、ご意見をいただいています。その最終的に直したものはいずれにせよ、前にお送りしているワーキングで検討した後にお送りしてからご意見が出たものと、それから事務局の方と私で詰めた部分で一部変更させていただいています。基本的には重複している部分を少し減らしました。

それから表現の中で少しやはり曖昧なものや、非常に硬い言葉がありましたので、表現を改めたところがあります。それから少し大きなところで変更したのは、基金に関するニーズに対して、今まで事実調査はしなかったのが、特にニーズについては分からないと書いていたのですが、2年ほど前に市民活動団体に対するアンケート調査の中で、財政的な問題について聞いているものの中で、そのような基金を含めた仕組づくりに対する要望があったようで、それが少し書き加えられているものがあります。

すぐにこの場でイエスかノーかと言いくいと思いますが、一応そういう修正をしたということをご了解願いたいと思っています。

それからもう1つ、市民の意見書に対する回答書としまして、やはり個別の回答では書ききれなかった部分がありますので、それについて回答の前文というかたちで私がまとめたものがあります。これも少し言い訳めいたことが書いてありますので、ワーキングの中でもそこまで書く必要はないのではという声もありまして、鈴木委員の方からそれを少しダイジェストして簡略化されたものが寄せられています。

こちらの方も両方見ていただいて、どちらの線でいくかということについて決めて、前文については細かい文章の手直しはもう1度しなくてはいけないところがあるかもしれませんが、少し簡単にご意見、ご討議をお願いしたいというのが第1点です。その後今日は骨子案についての最終的な固めです。これはお手元に昨日いったのではないかと思います、その案についての議論、それから最後に今後の展開についてというかたちで進めさせていただきたいと思っております。

市民のご意見に対する回答ですが、今すぐというかたちでは出てきにくいとは思いますが、ざっとこちらの方をお読み下さい。私がまとめた方に関してはポイントだけ申しますと、検討会議の立場について釈明をしています。鈴木さんはそこをカットされています。あとの内容はかなり似ていますが、特に今後の展開について、この条例案の骨子というのは非常に大枠をつくったものであって、細かい内容についてはきちんと議論していかななくてはいけない、それについての取り組みについて述べるかたちで、個別の回答では答えきれない問題に触れている状況になっています。

鷺巣委員

よろしいでしょうか。回答の15番です。私はメールを送ったのですが、互いに対等なパートナーであることを認識し、それぞれの役割を分担し、それぞれの役割を分担しと繰り返し替えされています。これは

消してくださいとお願いしてありますのでお願いします。

伊藤委員長

後で検討する骨子案について、ワーキングの中で修正を少ししました。市民からのご意見を基に少し取り入れたり、あるいは一部表現をより分かりやすくするというかたちで直したところがあります。それに対応するかたちで回答の方もこのように直しましたというのがもう一つ修正点になっています。鈴木さんの方でご意見はありますか。

鈴木委員

メールでも書きましたが、これについて私の基本的な考えは、この市民への回答については、この個別に書かれたもので良いのではないかと思います。しかし委員長が言われるように、書ききれない部分を是非入れたいのであるならばということ、個々の回答に述べられているような事柄は省いてまとめたものが、私が書いたものです。果たしてこれが良かった方が良いかどうかということになると、非常に疑問が生じます。更に言えるならば、ここに書かれていることはできるだけ、個々の回答の中に盛り込むかたちで処理するのが混乱を避ける方法としては良いと思っております。ただ、始めから2つのパラグラフ、「まず第1点は」というところから上については、この骨子案についてどれだけの意見が寄せられたかということや、検討会議でどんな議論を進めてきたかという雰囲気のようなものを少し述べるようなかたちで、ここは付けても良いかなという気はしています。

結論的に言いますと、私はこの前文については、なくても良いと思えます。できるだけ個々の回答の中に盛り込んでいくという考えです。強いて書かならばということをつくったのが私のものです。そしてもう一つ、読み返して感じたことですが、基金の中に委員長が書かれたものと、2ページ目の中間ぐらいにあります第3のところ。「一部の異論はあるものの、集約されつつある考え方は」というところで、この「一部の異論」という表現が非常に不明確で、どういう異論であるかということが述べられないと、これはまた様々な誤解とか憶測を生むので、是非この「一部の異論」という言葉は削除していただきたいという気持ちがございます。

伊藤委員長

ありがとうございます。この辺についてご意見どうでしょうか。私も長いものを書いてみたのですが、ここまで書く必要はないのではな

いかなという気がしてしまっていて、鈴木さんの送られてきたのを見て、こちらの方がすっきりして良いなという気持ちは持っています。更に今、「一部の異論」というところについてのご指摘がありました。これも本当は書きたくないことですが、これについては異論があることも事実ですので、どのようにここは書くかどうかということについて少しご意見をいただきたいと思います。どうでしょうか。

鈴木委員

こだわったのは、「一部の異論」というのは基金そのものにトータルに異論があるとか、あるいは中身のある部分について異論があるとか、いろいろな内容があるという意味で、書くのならばその辺もきちんと押さえて書かないといけないのではないかと思います。今の段階ではそこまで書ききれないのではないかという意味で申し上げました。

伊藤委員長

どうでしょうか。文章に未だに意見が一致するに至っていないことはというのは触れていますので、2回も言う必要はないということも事実です。この「一部の異論」というくだりは取って、現在の検討会議で基金についての今後の考え方は以下の通りですというようにしてしまうというかたちでよろしいでしょうか。この回答書につきましては、今日お持ち帰りになりまして週末か、月曜の朝1番ぐらいいまでに、もし何かあれば出していただいて、その上で一応検討会議から意見を寄せられた市民への回答というかたちで、個別にお送りするのではなくて、ホームページ等で発表するかたちで出させていただきたいと思います。いかがでしょうか。次の骨子案の議論によっては、やや表現を変えなくてはいけないものが出る可能性もありますので、一応市民のご意見に対する回答についての議論はこの辺で打ち切りまして、次の議題に移らせていただきたいと思います。

本題ですが、条例の骨子案です。前文の問題等がまだきちんと議論されていけませんのでその問題、それから、市民のご意見を基にワーキングの方で少し修正した結果を少し簡単にご紹介したいと思います。この条例を検討するにあたり、他の2つの条例との関連もございしますので、今日は2つの条例の案を参考に出してもらいました。男女共同参画推進条例と、それからユニバーサルデザイン条例です。これはまた後で見ていただくことにしまして、こちらの協働推進条例について見ていきたいと思います。前文については少し後に回しまして、本文の方についてどこを修正したかということについて、簡単にご説明し

たいと思います。

まず目的について、かなり市民からのご意見にもあったのですが、協働なのか支援なのか分かりにくい、それから同じような表現が繰り返されているというご指摘があって、もっとすっきりさせたらどうかというのが大きなポイントでした。そういったかたちで、目的とは一体何か、そこをもっと明確にしようというかたちで再度書き直したものがこれになります。基本的にはこの条例の目的として、まず協働によるまちづくりの基本理念を示すこと、第2にその協働によるまちづくりを推進するためのルール及び、それらを支えるために必要な措置を定めること、そしてそれによって、市民、市民活動団体、事業者及び市が協力連携して、公益の増進を推し進め、「豊かで活力ある市民が主役の地域社会を築くことを目的とする」というかたちに整理をさせていただきます。

それから定義の中で、前は指針の文章をそのままそっくり取り入れているわけですが、もう1度ここも明確にしようというかたちで、「市民、市民活動団体、事業者及び市が、互いの相違を認識し、市民の誰もが希むまちづくりを目指して、多角的、多元的に取り組むこと」となっています。特に強調されている部分が、互いの相違を認識しということです。今までは役割と責務という言い方をしていたところをこの表現に変えています。それから「多角的、多元的」という表現はやや分かりにくいという声も出たのですが、方法というのは一元的ではなくて、非常に様々なやり方がある、しかし協働のまちづくりにとって、そういう様々な違いというものが役に立つのだということを強調していきたいというのが強く出ております。それから「希む」という言葉については、実はこの文章は鈴木委員の方から提案があったものを使っていて、最終的にこの言葉が法令の言葉として使えるかどうかということについては、もしかすると変わるかもしれません。検討会議の方で鈴木委員がこの字に込められたニュアンスがかなりあると感じましたので、この段階では是非この言葉を使いたいということで残させていただきました。

それから基本理念です。基本的には目的と基本理念がかなり似ていたということで、目的と基本理念をはっきりと分けようというのが今回の修正のポイントになっております。これに関しては、もう少し大きく変えようという提案もあったのですが、多少前の文章を生かして、目的ともダブりがいいようなかたちにしました。豊かで活力がある浜松をつくるという部分は目的で言っているので、いらないというかた

ちで削ったりしています。それから2番目のところについては、「多様な形態を通して協働を促進するものとする」、ここが若干前と変わっているところです。前の文章では、「お互いの自主性、主体性を尊重し、多様な協働形態の中で」という言い方をしているわけですが、それを少し変えさせていただきました。それから前は市民活動を促進するとあったのですが、これは市民活動条例なのか協働条例なのかというご指摘が市民から随分寄せられていまして、あくまで協働の推進が目的ですので曖昧ではなくて、市民協働とはっきり言った方が良いのではないかというかたちで修正しています。それから3番目のポイントとしましては、透明性の前に「公正性」というのを1つ付け加えています。基本理念についてはその辺の修正をしました。

それから8番目の基本施策のところ、2番目の相互支援の仕組みの中に、市が入ってくるのはおかしいのではないかと、あくまで相互支援というのは市民社会がつくるものであって、行政はそれをしやすくなるような環境づくりをするということで、相互支援そのものには入ってくるべきかどうかということがあります。それから4番目で、人材開発に関しては、前は人材開発の機会づくりとなっていたわけですが、人材開発というものも、本当は市民社会の中で行うものであって、行政が直接関わるものではないという市民からのご意見がありました。むしろ市民社会の中で、そういったものを進めていくための環境づくりを促進するための仕組みづくりというふうに、1つトーンを下げたかたちにしてあります。

9番目の、市政への参画の問題に関しては、市民からの意見には、よくわからないといった感じのニュアンスが結構多かったです。実は検討会議でここについて一番議論をしてきたところですが、実際に条例骨子案において2行ぐらいで済んでいるというのはさすがに寂しいのではないかとということもあり、もう少しここは明確にしておこうということで、前の骨子案に出ていたものを一部復活させるかたちで挙げています。基本的に大きな違いを述べていきますと、「情報を開示し」というのが入りました。それから以下の措置を講ずるものとするというのは、前は1つの文章だったものを分けましたので、
、
というかたちで措置を増やしています。の方が開示に当たる部分、つまり、市民参画手続きの実施による行政活動への市民参画の促進です。基本的にはこれは既に市の方でも広聴会、あるいはパブリックコメント等、広聴広報に関してのきちんとしたルールづくりが始まっていますが、これはあくまで内部の規則でやっていますので条例にもきちんと

とそれを謳い上げて、そういった仕組みをきちんとやっっていこうということ。これはタウンミーティング等において、市に意見を言っても全然反応がないではないかというご指摘もあったので、こういった部分をきちんと条例の中に入れることによって開かれた行政ということをきちんと明記しておこうということ。

2番目に窓口業務については前に案にもあるわけですが、やや変えたのは、「市民等からの提案を活かした」という言葉を入れることによって、市民から提案があった場合に、それをベースにして様々なこれから先のまちづくりに関わるような施策について今後取り組んでいきたいということを明確にしたいということ。それから今回は協働のための窓口だったのですが、あくまで協働を推進していくのであって、そこは様々な市のセクション等を巻き込みつつ、様々な市民団体、あるいは事業者の協力を呼びかけて、協働を図って推進をしていく、そのような意味のニュアンスに一部変更させていただいています。

それから、参入機会に関しても市民からのご意見の中で、これはどうということかよく分からないとか、あるいは下請け化してしまうのではないかという要素があったりしました。あるいは癒着があるのではないかといったニュアンスもあったりしましたので、もっと明確にすべきだということで、文章を付け加えています。付け加えた文章というのは、実は指針の中で述べた原則のところを使っています。そこで1, 2, 3と書いたものを1つの文章にしました。まずその前に1つ変えたのが、参入の機会を提供となっていたのですが、既に市民団体の参入機会はないわけではありません。幾つかはありましたので、むしろそれを積極的に拡大していこうというかたちの拡大という意味で、言わばハードルをやや下げるということを主張しています。しかしハードルを下げる以上、参入した市民活動団体もきちんと説明責任あるいは透明性の確保というものが保障されなくてはいけない、そうしないと癒着のような問題も起こりかねないということがありますので、その後ろに「なお業務の実施にあっては公募・公開を原則とし、対等な関係の基で事業を進め、市と市民活動団体ともに事業評価に向けての説明責任を果たすものとする」というかたちで、責任という問題をきちんと明記するというようにしました。

基金についてはいろいろご意見があるところなのですが、ここの基金の規定はあくまで地方自治法に基づく基金をつくるための手続きになっています。従って、実際の運用に関する規則、細則をつくっていかないといけないとこれだけでは何の基金かさっぱり分からないという問題があ

りまして、むしろそちらの方で市民のご意見を活かさせていただくということで、ここは特に修正しておりません。それから推進委員会につきましても市民から幾つかのご意見があったのですが、特にそこについては現在のところ修正はしていない状況です。以上です。ご意見をお願いします。

長澤委員

先日のワーキングで目的のところですが、市民が主役のというのが、主役より主体の方が良いのではないかという議論になったと思うのですが、いかがでしょうか。

山中副委員長

これは長澤委員がこの前どこか文面に入れてくださいとおっしゃっていらして、前文ではなくて目的のところに入っていますけれど、それは皆さんどうでしょうか。長澤さんはどう思われますか。

長澤委員

今日は他の条例骨子案も入っていますけれど、3つ並べてみた時に、男女共同参画は別としまして、ユニバーサルの方にも市民が主体であるということが入っていたような気がしました。やはり主体は市民であるというのが協働の前の参加の大原則であるので、これはやはりどこかに入れてほしいと思います。この間主役という言葉が出た時に、主役は受身的なので主体の方が良いのではないかということで、わりとそうだねというようなことになったと思うのです。今日出てきた骨子案ではまた主役に戻っていたので、皆さんはいかがだろうかと思って一応もう一度ここで確認をしておきたいと思います。できれば前文ではない方が良いのかなとは思いますが。

伊藤委員長

前文の方では主役になっているのですね。前文の方には主体という言葉もどちらも出てきます。目的の方は、こちらもここはどちらでも良いなという感じがあって、あえて考えたのではなくて変えなかったままなのですが、市民が主体のというよりは「市民主体」の方が良いかなという感じはしています。ただ、やや硬い言葉だったことがありましたので。

石田委員

確かに長澤委員がおっしゃるように、主役というとやはり何か役を

振られるというか、そういう感じがないとも言えないので、前文の「主役となって」というのも、「主体となって」と言った方が良いような感じがします。今先生がおっしゃったように、市民主体としてすっきりさせた方が文章に馴染むかなという気がしました。

それから全体的な意見だけ述べさせていただきます。これは骨子案ですので、条例としてどういう文章で出てくるかというのは、もちろん専門的な言葉はあるのでわかりませんが、ただ、これに盛り込んでいただくための材料としましては、私は非常に皆で議論をしたがためにこういうきちんとしたものが出来てきたと思います。本当にまとめていただいてありがとうございました。それから11月議会にという話をどうするかとありましたけれども、私はもうここまできたら11月に是非出していただきたいと思っております。ここで1、2か月伸ばして、また振り返って話をしても、結局落ち着くところはこういうところになるだろうと思っておりますので、是非11月議会にお願いをしたいと思っております。

伊藤委員長

ありがとうございます。この主役、主体の問題ですが、私も別に主役でなくてはならないという気持ちはまったくありませんので、特にご異存がなければ市民主体の地域社会を築くというかたちに修正させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。この目的、定義、基本理念のところは、一応1つのセットになると考えられます。鈴木委員の基本理念は、やや一部しか取り込めなかったのですが、目的と定義はかなりその通り採用させていただいています。基本理念はやや元の文章の中に鈴木さんの言葉を一部拝借しているかたちになっていますが、どうでしょうか。

鈴木委員

そのことに関しては何の異論もございません。

伊藤委員長

もう1つは、やはり9、10、11番の基本的な施策のところは、まず9番の市政への参加機会についてですが、この条例案では大枠しか決めていません。従って具体的に市民参画についてもその窓口機能を具体的にどのようにつくっていくのかについては、この案を11月議会に出そうが2月議会に出そうが、いずれにしてもこの検討会議の中で議論を続けていかななくてはならない課題だと思っております。従っ

て、この骨子案をどういうふう処理するかということは別にしましても、もっと細かい内容は議論することが前提であり、そのことは市民のご意見に対する回答の中にも述べさせていただいたわけです。従って条例の中では、今後の検討するにあたっての本枠として、とんでもない方向が書いてあったりするとまずい、きちんとその方向を示すものでなくてはいけないですし、あるいは今このようなかたちにしていきたいというイメージがある場合に、そのイメージを協力のバックアップできるような内容である必要があると思います。その辺を少し頭に置いて、もう1度最後のご点検をお願いしたいと思います。

長澤委員

定義のところの、鈴木さんが書いてくださった「多角的、多元的」という言葉について、これはすごく難しく、条例に合うかどうかで変えられるかもしれないというお話でしたが、この言葉は本当に協働の内容をよく表しているの、生かすかたちで条文の作成を是非お願いしたいと思います。

伊藤委員長

どうでしょうか。私も「希む」という言葉は変わるかもしれないと言いました。「多角的、多元的」というのは私も生かしてほしい言葉なのです。「希む」を辞書で引いてみたのですが、当て字ではありますがやはり辞書にはないのです。そうするとやはり条例を策定する時は、辞書にない言葉は使いたがらないのではないかなというのを少し感じたのです。ただあくまでイメージというのはあると思いますので、これは大切にしていきたいなということです。

北野委員

今の「希む」ですが、私もこれを見た時に、えっと思ったのです。それで聞こうかなと思ったら委員長から説明がありました。

前文を付けるかどうかということは、後でまた検討するとは思いますが、あまりかけ離れた軟らかさよりはこのくらいの方が良いのかなと思いました。

長澤委員

先ほどの「多角的、多元的」もそうですが、規則、要綱を含めて逐条解説のようなものをしっかりつくっておかないといけないと思います。

伊藤委員長

ありがとうございます。表現の問題につきましては、参考にありますユニバーサルデザイン、男女共同参画、これらもやはり委員会からの提案書には個性が出ていまして、男女共同参画の方に関して言うと、本当に骨子というかたちでポイントだけを書き込んだという感じになっていますし、ユニバーサルデザインの方は一応条文というかたちを取っていますが、ですます調で書いているところがあります。従って、分かりやすさ、親しみやすさ、のどこにニュアンスを置いて市長に答申するか、この辺はこの検討会議の意思で決められると思います。当初は軟らかい、分かりやすいということを中心に心がけたのですが、やはり議論をしていく中で筋を通すためには少し硬い言葉も必要だとなりつつあります。前文についてここでは、ですます調にしていますが、随分硬い言葉が入ってしまっていて、当初の「私たちのまち浜松は」のような書き方が良いのではないかという考え方も、私の心の中には半分残ってはいるのです。前文については少し後でまとめたご意見をいただきたいと思います。本文の方でももう少し確認をしていきたいと思えます。9、10あたりはどうでしょうか。これも中身を変えたわけでは決してないのですが、文章的には付け加わっています。

山中副委員長

前回の骨子案から2行ほど増えたのは嬉しいと思います。9番の参画機会のところは、委員長が と括ってくれたというのも分かりやすいという感じがします。10番も、前から参入機会をやっているのではないかという案に対応して「拡大」というのも、とても良いかなと思えました。

伊藤委員長

それでは平行するかたちで前文の方も少し見ていきます。前文についてワーキングの中で少し議論をしました。基本的に前文で何を言うかということ、きちんと整理をしておいた方が良いのではないだろうか、他の条例を真似して同じようなことを書いても仕方がないのではないかということがありました。1番大きなポイントとしては、なぜ協働条例なのかということをはっきり書く必要があるのではないかということです。その論理というのは、指針の時にもありましたように、社会における価値観が多様化していて、行政だけで生活を向上し地域を発展させることが不可能になってきている中で、市民活動が生まれてきているわけです。市民活動あるいは事業者の様々な活動がき

ちんと手を取り合って、しかしお互いの違いと主体性を損なわない範囲でやっていくための仕組みが重要だということが第1点です。

そしてそのような協働を保障するために必要なルールがないといけないということ、そのルールと協働を進めるにあたっての最低限必要な措置がこの条例の意味ではないかということです。その意味の部分为目的ですごく簡潔に書いてしまっただけではいけないので、前文で述べるべきではないか、それにプラスして必要に応じてもう少し検討会議の想いを入れるかどうか、この辺は議論の余地があると思いますが、この趣旨だけはきちんと入っていないとまずいのではないかということだと思います。但し目的にきちんと書かれていれば、前文はなくても十分成り立つものではないかというご意見もありまして、この意見も含めて少しご検討願いたいと思っています。

中野委員

何度もこの前文を読み返してみますと、言葉の意味、それからここに至る過程、共に適切な言葉を選択し、結果として表現がこのようになったというようなことがよく理解できるのではないかと思います。逆に初めて読む市民からは、やや取っ付きにくい面があるかもしれません。皆さんのご発言や先生のご紹介の中で、他の2つの条例と比較しますと、この協働条例の方は、男性、女性という言い方はおかしいのですが、古い、新しいという表現もおかしいかもしれませんが、やや男性的で古さといいますか、伝統的というか、そのようなものを感じます。委員の皆さんは女性が多く参加されて、結果的にこうなったということで、私の方は別に異論はございませんけれども。

伊藤委員長

前文についてももう1つ話題になったのが、ユニバーサルデザインも男女共同参画も、「私たちは」という表現が入っていることです。こちらでも最初は「私たちは」を使っていましたが、私たちは一体誰かということが少し気になってきまして、最終的にここでは外しました。市長が提案をして議会に出す時に「私たちは」というと、やはり市長が市民を代表して私たちはと言うかたちになるのかなとか、あるいは、これはやはり私たち市民はという意味で使っていますので、むしろ市民が積極的に関わってつくった条例だということやうたうために、私たちはという言い方をした方がよいのではないかという考え方もあります。こういう「私たち」というものの主体をどうするかという問題も前文では結構大きなポイントになるのかなという気がします。

鈴木委員

大変細かなことですが、この前文のところに、多元的な社会への展望が必要とされていますとか、求められますというような締めくりになっておりますが、誰がこういう社会を必要としているのかとか、誰から求められているのかということが、これを読んでいくうちに分からなくなってきた、前文というのはその辺を曖昧に書くのも良いのかなという気もしますが、少し今混乱しております。

山中副委員長

今、鈴木委員がおっしゃったように、同じ言葉を結構前文で使っているのです。ですからやはり少し混乱するし、市民主体とかたちの方が協働推進条例かなという気はします。軟らかくという意味ではなく、主体は市民だとかたちの方が良いのではないかと思います。

長澤委員

やはりこの協働というものが何のために必要か、誰が必要なのかというようなことを言っていると、皆に参加してほしいのは行政なのかなという感じがこの前文だとしてしまうと思います。やはりそれだともまずいので、自分自身の願いを前文に込めるのはおかしいかもしれませんが、自分たちの想いや、こうなるといいねということで私は、あのような前文をつくらせていただきました。

伊藤委員長

確かに主語を隠しても述語で主語は見えてきますから、そういうところはあります。従ってまず前文というものを必要とするかどうか、必要とする場合に、この検討会議の声としては一応市民を代表するわけではありませんが、「私たち市民は」という言い方で書いていくという方向を取った方が良いのではないかというご意見が今は強くなっているのではないかと思います。書くとしたら主語を市民にするという方向にするのかなというようになってきていますが、どうでしょうか。

中野委員

積極的に反対をするつもりはありませんが、この全ての条文を読んでいて感じますのは、あえてこの浜松市に住んでいる人たちを市民、市民団体、事業者、そして行政というように分けて考えて、しかもその順番を適正に配分してつくらざるを得ないわけですね。そうするとやはりそれぞれのものが独立、単体というような解釈もできるわけ

です。しかし、そもそも市というのはそういうもの全てが構成要員として存在しているわけですので、その集合体として考えた場合に、この前文のような表現は、1つ適正な表現ではないかなという考え方もあると思います。4者という言い方が良いのかどうか分かりませんが、それを分けてそれぞれの役割などを考えますと、主語をもう少し明確にし、あるいはこの主体は何かを考えていく必要があると思うのです。

これから我々が未体験の新しい世紀をより良く生きていく、そしてそれぞれがこれまでの役割分担にとらわれなくて、必要とされることはもう少しお互いにやっていくべきだという前提で、この条例が定められていくというように考えていく面も必要ではないかと思います。

伊藤委員長

今日は前文についてだけは決めることができないと思ってきました。今日の議論を踏まえて、委員長にするか、あるいは手を挙げる人で整理をしていただいて、そして再度メール等で意見交換をしながら次回の検討会議で固めたいという気はしています。私自身も何回か長澤さんの案を基にして、「私たちは」という書き方で書いてみましたし、それからそうではない書き方も両方やってみたのですが、自分自身でもどちらがじっくりくるのかというのは正直言って自信が持てないのです。どちらにも長短を感じてしまうところがあります。いっそのこと前文を無くしてしまった方が良いのではないかという選択も当然あると思いますが、その3つの選択について、私自身は決断ができない気持ちがあります。ですから、どなたかが私がやってみますということであれば、1番それに期待したいと思っているのですが、どうでしょうか。

鈴木委員

私はいろいろな意味を含めて、当初から前文にあまり想いを書くことには消極的だったものですから、申し訳ありませんが前文はない方が良いということで、この役は失礼させていただきます。

長澤委員

現実的なことを考えまして、前文に力を入れるよりも、要綱や規則の方をやった方が現実的で有効な時間の使い方なのかなと今思います。

伊藤委員長

そうだと思いますが、ただ付けるか付けないか、付けるとした場合にやはり決めないとまずいということがあります。

長澤委員

それでは一応，変えられるかどうか分かりませんが，議論を踏まえ
てもう1度自分の前文を見直してみる作業はいたします。

伊藤委員長

お一人でも構わないのですが，もう一人ぐらいらっしゃればもっと
良いかなと思っています。例えば今まで書いていない方，中野委員，
鷺巣委員，北野委員等で今まで出ている案を見ながらつくってやっ
てみるというのはどうでしょうか。

鷺巣委員

他の2つの条例は，浜松市という特長を出したいという想いがあり，
それが書かれているのだと思います。しかし果たして条例には浜松市
の特長というものを出さなければいけないものかどうかというのを私
はずっと考えておまして，それもよく分からないのです。やはりも
う少し普遍的なものであった方が良いのではないかというふうに考
えております。ですからこの前文は，少し分からないと言いますが，こ
れは突き放したかたちで書いてあると思うのです。ですから私はこれ
で良いと思います。

伊藤委員長

この辺を少し責任を持って見ていただいて，言い回しがあまりにも
硬いところを軟らかくするというかたちで，中野委員か鷺巣委員がも
しやっていたら，もう1回リフレッシュされたものが出てきます
ので，そこでの選択というかたちで決めてしまおうかなと思いま
すが，どうでしょうか。

中野委員

それでは私はこの原文を見直してみます。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

事務局ですが，この原案を検討するにあたりまして，参考に申し上
げておきたいのですが，この前文の中には横須賀市と横浜市の文言が
引用されております。この文言がそのままというのは，浜松市の条例
として少しどうかという気がいたします。検討にあたりましては，
この横須賀と横浜の引用した部分をそのままではなくて，少し工夫を
いただければと事務局では思っております。箇所の方は，前文の最初
の1行目がほとんど横須賀です。それから4行目の前から3文字目，
「地域住民組織の」から，その下の行の「多面的な社会への展開が必

要とされてまいります」というところが横浜市の前文になっています。それから後半の方ですが、下から4行目の中段ぐらいに、「市民による自発的な活動の」から最後の「この条例を制定します」までの部分が横須賀市の条例になっているということがございますので、見直しにあたっては少しその辺を踏まえて、ご検討いただけたらと思います。

伊藤委員長

こちらもたたき台のつもりでカット&ペーストでつくっていますので、そこは少しよろしくをお願いします。ただ、一つだけ横須賀の表現で気に入って、これは是非残していただきたいと思っているのが、「節度のあるパートナーシップ」という表現です。この表現は多分横須賀でも随分苦労して使ったのではないかと思います。本当はすぐにパートナーシップと言ってしまうのですが、やはり市民活動は、節度のあるパートナーシップでないともまずいのではないかなということに私は感じておりまして、この節度のニュアンスを何とか大事にしたいなと思っております。

長澤委員

事務局に質問です。表現はそのまま持ってきてはいけないのかもしれませんが、今先生がおっしゃったようにすごく良い表現というのは絶対にあると思うのです。同じ表現ではいけないというのは決まっていることなのですか。それともう1点は、例えば案というものはあちこちで出ています。まだ議会で通っていないものなどの中も私は実際にあちらこちら見て、すごく良い言葉だなというのはいっぱい持ってきたのです。それは要するに公布されていなければ良いのかどうかとか、そういうことまで関係してくるのかなと思って、その辺を確認したいと思います。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

確かに良い言葉や、フレーズは他から持ってきたものを私たちが日常的に使っています。ただ、浜松市の条例として出していく時に、このフレーズがそっくりそのままというのはどうかなということです。例えばそこでちょっとした工夫や、何か別の表現があればと思います。

伊藤委員長

条文などは同じでも全然構わないと思いますが、やはり前文というのは違う表現が望ましいとは思っています。

センテンスでなければおもしろい表現、例えば「節度のあるパート

ナーシップ」という言葉を使うのは全然構わないと思います。ただ、文章のセンテンスまで同じというのはさすがに決してほめられた話ではないので、私もこれが良いと思って書いたわけでは全然ありません。

長澤委員

分かりました。

伊藤委員長

それではお2人に、それぞれ現在の案をベースにしたものと、前回出している私たちの案をもう1回リフレッシュしていただいて、それを見た上で、一応最終的な決着を図るかたちでいきたいと思います。条文についてもそういうことですので、今日の議論を踏まえて気付いたものがあれば、提供していただくのは構いません。いずれにしましても次回はかなり短く、できれば1時間検討会議、もう1時間推進会議ということしていきたいと思います。それについては次の議題で決めたいと思いますので、第3番目の議題に移らせていただきます。

3番目の議題は、今後の進行の仕方です。先ほど事務局からご説明がありましたように、市長さんの方で必ずしも11月議会に固執しているわけではないという回答が出されています。この検討会議でも、11月までに時間がない、そのために大事な問題が検討しきれないというような意見も今までなかったわけではありませんでした。そういったことで、今後検討会議としてどうしていくかということがあります。ただ、いずれにしましても11月議会に出すためには10月中に、できれば10月の20日ぐらいまでには市長にお渡ししたい、そうすると15日前後ぐらいにもう1回会議を開いて、一応市長に渡す案について最終的に了解をしないといけないかもしれません。もし仮にもう少し先に延ばして2月議会でも良いのではないかという場合でも、やはり年内にはお渡ししたいのです。ただ、その時には条文の中身を更に検討していくというのはもうさすがにしんどいです。むしろ基本的な施策について、いずれにせよ行政としては条例に基づいて運用の細則等をつくっていくわけです。従って、それについて行政任せにするわけにはいかないということがあります。長澤委員からもメーリングリストでそういったご意見が出されています。そういうかたちでこの条例検討会議では、併せて条例を生かしていくために必要な細則等についても考え方は提示していく必要があると思います。

いずれにしても、10月以降議論をしていく必要がありますので、それを踏まえてとりあえず骨子案を先に市長に渡すのか、あるいはそ

ういった細則等についても一緒に12月にお渡しするかどうかだけが1つの大きな選択肢になると思っています。まずその辺のご意見を伺いたいということが1つです。

2番目に、その要綱等の検討についての進め方についても少し提案があります。元々条例も本来市がつくるものですが、こういった検討会議に託されて、私たちの方で骨子案をつくりました。要綱については、その条例を受けて市の現場部門でつくっていくものですので、とりあえずゼロからこちらでつくっていくのは時間的にもかなりしんどいということがありますから、この会議の中で議論されてきたものをベースに事務局で要綱の骨子等を出していただいて、それについて注目を付けていくということが必要ではないかと思っております。ただ、多分その中でも提案の窓口にあたる部分は、なかなか事務局の方もまだ明確に掴みきれていない部分があると思いますので、そういう部分についてはこちらの方で具体的にこういうことだよという話を提示していく必要があると思います。そういうやり取りはあると思いますが、この条例のように委員会で骨子案を全部つくっていくのかたちではない進め方をさせていただきたいと考えています。この2点についてご意見をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

長澤委員

9番、10番、11番の3点は、ここに書いてあることだけでは何の保障もないということは、何回も議論されていることです。基金はとりあえずやるとしても、これがなければできないとか、これがあってはだめだということは、ここで話をしたと思います。そこをきちんとできるかどうかは、基金が有効に運用されるかどうかにも影響してくるわけです。9番も10番も、必ず何らかのかたちで委員の議論や意見は入っていかないとできないのではないかと思います。

伊藤委員長

それはその通りだと思います。その前に条例を先に渡すか、それともそういう議論を踏まえた後で条例案を市長に渡すかということも結構重要です。先ほど石田委員は帰られるに先がけて、とりあえず11月議会に出してもらいたいというご意見を出していました。いずれにせよ、市長の判断ですが、11月議会に出せるチャンスに渡すか渡さないかというのは、この検討会議の方で決めなくてはいけないことなのです。つまり市長に渡すのが11月か12月になれば11月議会に出すことはできないわけですので、11月議会に出せるチャンスも市

長の選択肢にあるようなかたちで出すのならば、やはり10月の遅くても20日前後ぐらいには市長に答申を出す必要があると思います。

長澤委員

私も市長の答弁は伺いました。その前の質問も傍聴させていただきましたが、最近私が思っていることは、もう検討会議としては市民に意見を聞いたし、いろいろなものも考えたので、これからやるのは市長かなという思いもあります。ですから今度は市長が市民に意見を聞くべきではないかということで、もう少しここに置いておくのか、市長が市民に出すのか、それか市長が議会に上程して議会でやるのかというのは、ここで判断するものでもないと思います。もう少しここでやってほしいという市長の判断があるのならば、ここでもう1度市民に骨子案を出すということもできますが、やはり市長の諮問機関なので、その辺の判断はここでできるのかなと思います。

伊藤委員長

結論としては市長の判断にまかせるために10月中に渡してしまうということですね。

長澤委員

ここに置いた場合は、要綱、細則をやるわけですよね。どちらにしても前文や条項はもうやらないわけですから。市長に提出してもしなくても同じなのかなと思います。出しても良いのではないのでしょうか。

伊藤委員長

小さな違いを言うのならば、要綱、規則の議論をしていく中で、どうしてもやはり本体の骨子について修正せざるを得ないようなものがあつた場合には、保留しておいた方が良いということがあります。

長澤委員

それでは保留した方が良いでしょう。

伊藤委員長

ただ他方で、市長の選択肢が狭まってしまうということもあるわけです。こちらの方もそれに対するそれなりの責任はきちんと自覚してやっていく必要はあると思います。どうですか。

中野委員

個人的な事情を言わせていただければ、できるだけ可及的速やかに

一旦きりにするということが希望です。

伊藤委員長

私も個人的意見を言わせていただきます。条例策定を大きく分けると、2段階に分かれると思います。第1段階は市長が案をつくるにあたってこの検討会議に託されたことです。検討会議としては一応、市民の声も聞き、多少の意見の分別はあっても一応ある程度まとまったものができあがってきました。従って、これは一旦市長にお渡しして、これから先は議会において公聴会などの熱心な議論をやってほしいのです。議会で最善の努力をしていただくことを前提に、市長がそれをどういうふうに判断されるかというかたちで渡したいと思います。

第2段階は市長と議会にお任せしたいというのが、私の意見です。そういう意味では今日の修正等を踏まえて、最後のご尽力をさせていただいて、次回には検討会議としては条例案を一応まとめ、とりあえず市長に渡す。引き続き検討会議としては、今度はそれを本当に生かすための運用細則について検討し、事務局にこちらが注文を付けて、十分使えるようなものにしていきたいと思います。

まず市政への参画機会に関して実際にどういうものかということですが。あるいは想定される窓口機能というものはどういうところであるか。特にまちづくりセンターが今は議論として挙がっているわけですが、そこにどのような機能を付け加えなくてはいけないのか、あるいはどのような人材が必要になってくるかということがあります。特に人材に関して言うと、予算の問題があります。そうするとこれは結構急で、10月中に予算要求をまとめなくてはいけないところがあるので、少なくともそういったことについては早めに意見をほしいということが事務局から出ているのです。

もう1つは最後の委員会です。やはりそれを運用していくための予算措置が必要になってきます。まず市への参加の問題、2番目に業務への参入機会、また、情報公開等についてもどのようにしていくのかといった問題があります。

それから基金については、とりあえず今回の条例では地方自治法に基づく基金をつくるということしか実は書いていないわけです。従ってその基金をどのようなかたちの性格にして、どのように人々に理解をしてもらい、本当に市民が支え合う基金にしていくかということについては何ら条例では解決されていませんので、ここをきちんと考えなくてはいけない。幸いに杉並という1つのモデルがあるのですが、それについても研修しなくてはいけないわけです。そのような作業が

残ってくると思います。

それと最後に協働推進委員会というチェック機関はもう一応大きな道筋が条例に書かれていますが、もう少し具体的に考えなくてはいけないかもしれません。従って、推進委員会の方は別としても、参画と参入と基金について、10、11、12月と3か月に渡って議論をしないといけない時期がありますので、これをてきぱきとすることも必要になります。私はそういう意見なのですが、どうぞご意見を願いたいと思います。

長澤委員

骨子案と一緒に検討会議としての意見、要望を書いたものを添付して市長にお渡しすると理解してよろしいでしょうか。

伊藤委員長

それについても今議論していませんので少し触れなくてはなりません。メーリングリストで長澤さんの方でまとめていただいたものが挙げられると思いますが、今後の方針として、骨子案を渡す時に2つぐらいのことを述べなくてはならないだろうなということがありました。

第1点が今後、第2段階での議論についてきちんと最善の努力をしていただきたいという要望を付けたいと思います。具体的に市長の方でもう1回パブリックコメントをしてほしいとか、そこまで書く気はないですが、一応議会での議論も含めて第2段階における議論の時間の確保をお願いしたいということです。従ってそれは11月議会に出すか2月議会に出すかは市長にお任せしますが、いずれにせよきちんと議論ができる時間の保障をよろしく願いしますということになってきます。

第2が細則等の問題についてきちんとした議論をしていくことです。特にこの検討会議で重要な問題については、一定の提案をさせていただきたいということです。この2点に関して触れていきたいと思います。また、長澤委員の方から第3として条例の改正に関する附則の問題も出ています。これについては実は事務局との話し合いの中において、推進委員会の機能の中に社会状況の変化に対する条例の対応のチェックと見直しなど書いてありますが、これをむしろ附則にもって行って、もう少し具体的に取り上げて良いのではないかという声もあります。ここは見直すということが明確に使えるかどうか分かりませんが、これから先、法律の改正なども十分予測される社会ですので、そういう社会変化の対応に対する留意事項はどこかに入れる必要があ

るということで、必要に応じて意見書を付けたいと思っています。そのような意見を付けて出そうということは考えていますが、これについてもご意見があればお願いしたいと思います。

それではどうでしょうか。次回10月の半ばぐらいまでにもう1度検討会議と推進会議を開いて、そこで一応条例の骨子案については決着を付け、10月の20日前後に市長に答申をし、その上で市長が11月議会に出すか2月議会に出すか判断していただきます。また同時に議会での議論を何とか要望する意見を付けますので、そういうかたちで、まず条例骨子案については処理させていただくというかたちでよろしいでしょうか。

長澤委員

議論してくださいという要望なのか、意見なのか分かりませんが、それは検討会議として議会などに出せる仕組みはあるのですか。

伊藤委員長

多分、検討会議として議会にそれを出すことは無理だと思います。ただ、検討会議も一市民ですから、議員に個人的に要望するのは全然構わないのではないかと思います。検討会議としては無理だと思いますが、個々の委員が個人的に第2ステップとして、議員さんにはっぴをかけるのは良いのではないかと思います。

長澤委員

検討会議ではなくて、検討会議の有志など、検討会議の委員では出しても良いということですね。

伊藤委員長

委員会としては公式なかたちでは市長に対する答申しかできません。

長澤委員

議員さんは、タウンミーティングの時にはおひとりみえました。私たちのところは無反応でした。ですからどうしても議論をやってほしいという意思表示は、私自身はやはりきちんとやりたいと思っています。

伊藤委員長

そのような想いがあるわけですが、とりあえず先ほど述べた方向で進めさせていただきたいと思っています。それではもう1度確認したいと思いますが、まず市民のご意見に対する回答については、これは時間

的な問題がありますので今度の日曜、つまり月曜の朝までに直し、ご意見等があれば事務局と、私の両方にお送りください。あるいは皆に知らせたいことがあればメーリングリストを使っていただいても構いません。その上で、これについては私に一任させていただいてまとめて、ホームページ等で回答が出るようにしていきたいと思っています。

それから前文については、今お二人でそれぞれ違ったタイプのものがリフレッシュしたものが挙がってくるということを前提にいきたいと思います。そして事前にメーリングリスト等で情報交換をした上で、次回の検討会議でA案B案、それからなしにするというC案、この3つで、場合によっては多数決で採択させていただくかたちで決着を付けたいと思います。

それから個々の条文の方に関しますと、今日の議論をベースに一部修正がありましたので、その直しでいきたいと思っています。更にこれについても、もしご意見があればメーリングリストで追加を出していくのは構わないと思います。いずれにしても次回の検討会議で最終的に決着ができる範囲でのご意見にさせていただきたいと思っています。

こちらの方も事務局と相談して、見直し条項の取り扱いについて、附則のところにするのか、あるいはこの推進委員会のままで良いのか、どちらかにもう1回統一するようにさせていただきたいと思っています。

日程調整を最後にして終わりたいと思いますが、10月の半ばに検討会議と推進会議を続けて、しかもその2つの会議を通して2時間が2時間半で終わるようなかたちにしたいと思っています。最終的に一応了承を得て、20日前後あたりに市長に答申する方向にもっていかせていただきたいと思います。具体的な細則の詰め方の進め方についても、ワーキング型が良いか、あるいは検討会議でやるのが良いかなど、幾つかのやり方があると思いますが、いずれにしましても、行政の方からたたき台はある程度出していただくということを前提に進めさせていただこうと思います。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

次回ですが、10月15日(火)午後1時から2時30分までが検討会議、2時30分から3時30分までが推進会議ということでご案内をさせていただきます。よろしくお願ひします。

4 閉会

伊藤委員長

それでは第7回市民協働推進条例検討会議を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。